

(配布先)  
支店長・副支店長  
施工担当部署長・建設所長  
副部長・副所長・統括工事長  
安全長・安全主任  
工事長・工事主任  
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2025-62)  
令和8年2月26日

関西支店 安全環境部長

### ゴンドラ作業における災害防止の徹底について(指示)

過日、当社関係会社の改修工事において、ゴンドラの設置作業中に傾いたゴンドラから作業員が約35m墜落するという死亡災害が発生しました(別紙1参照)。

現時点までの調査によると、当初の計画ではゴンドラを吊るワイヤー間隔が7,996mmで、ペントハウスに設置された自在フックの間隔は計画通りでしたが、ゴンドラ側のワイヤー間隔が6,162mmであったため、ゴンドラが上昇した際に、ゴンドラのワイヤーに水平方向の荷重が作用して自在フックが脱落し、自在フックの控えワイヤーも破断したためゴンドラが片吊り状態になったものです。また、誠に残念ながら安全帯は使用されていなかったと思われま

す。つきましては、同種災害を防止するため下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう指示します。

### 記

1. ゴンドラ設置作業前に、自在フックの間隔とゴンドラを吊るワイヤーの間隔に齟齬がないことを確認させること
2. ゴンドラ内での安全帯使用を徹底させること
3. ゴンドラを使用する協力会社に対して今回の事案の周知会を実施し、当社の「安全衛生管理標準 第2編 第2章 第5節 ゴンドラ」(別紙2)の内容を確実に実施させること

※この事務連絡は、示達本(安環安)25-13(令和8年2月26日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上

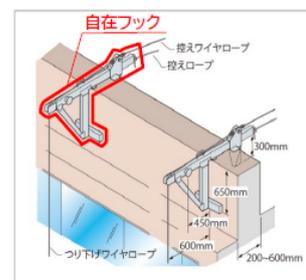
( 墜 落 ) ゴンドラが片吊り状態になり、乗っていた作業員が約35m墜落して死亡

◇ 発生日時： 2026年2月3日 ( 火 ) 午後 15:10分頃

◇ 被災者： ゴンドラ工 31 歳 ( 所属 1次 ) 経験 5年1ヶ月



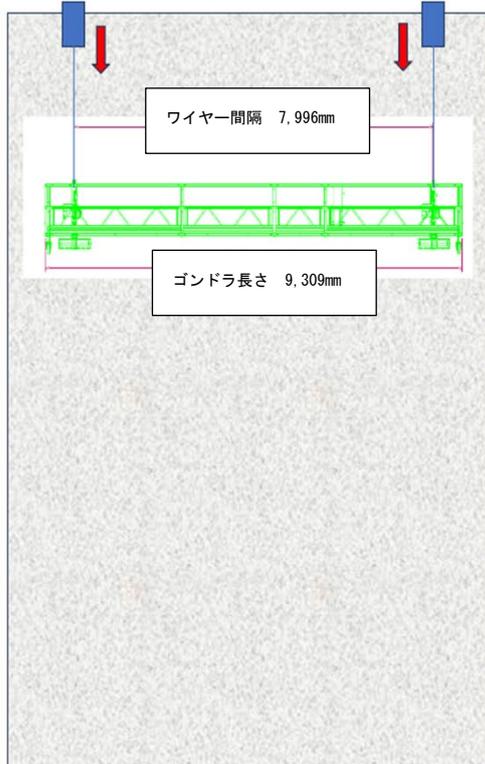
600・450型兼用自在フック



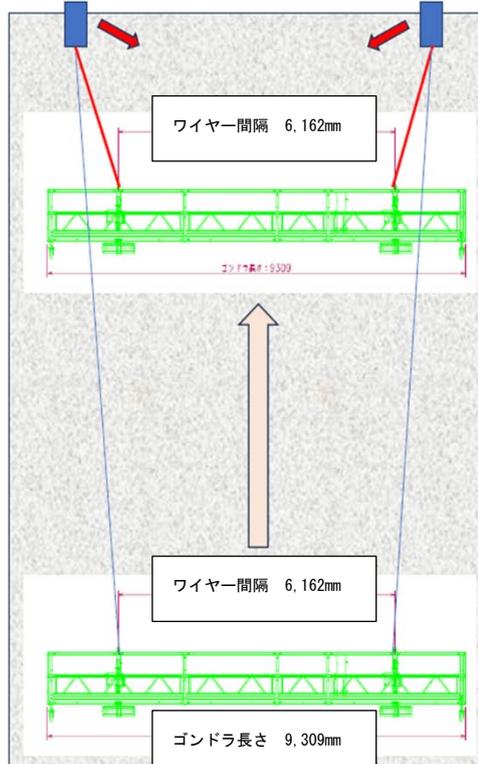
【発生状況】

ペントハウスに自在フックを設置し、地上でのゴンドラ組立作業を終え、翌日使用する材料を積載してゴンドラを上昇させていたが、上部に達した際にゴンドラのワイヤーを吊っていた2基の自在フックが脱落し、建物に向かって右側の自在フックの控えワイヤーが破断したため、ゴンドラが片吊り状態になり乗っていた作業員が約35m墜落して死亡した。

< 計画上の仕様 >



< 実際に設置された製品 >



## 第5節 ゴンドラ

### 1. 可搬式デッキ型ゴンドラ

#### 1. 対象機械

○可搬式デッキ方ゴンドラ

#### 2. 計画・準備

##### 1. 機種選定

作業計画を十分検討のうえ適切な能力の機種を選定する。

##### 2. 設置届の提出

①リース業者が自社の所轄労基署に届を提出し、検査証を受けていれば当社は届出なくてよい。但し突りょう等の固定元を変更した場合は届出る必要がある。

②道路上空で使用する時は、道路占有許可(道路管理者)及び道路使用許可(警察署)を必要とする。

3. 現地を事前調査のうえ、架設計画書(施工要領書)を作成する。

4. 管理体制(当社側)、施工体制(業者側)を明確にする。

5. 悪天候時の作業禁止基準を定める。

6. 上部支持金具及び台付ワイヤーの固定元の強度と取付方法を検討する。

#### 3. 運転資格

ゴンドラの操作特別教育修了者。

#### 4. 組立・解体作業の 留意事項

1. 検査証及び有効期限を確認し、写しを作業所で保存する。

2. 作業前に手順、範囲、役割分担を確認する。

3. 操作者は、特別教育終了者の中から指名する。

4. 合図の方法を定め、合図者を指名する。

5. 架空線に近接する時は、架空線防護をする。

6. 作業場に関係者以外立入禁止措置を行う。

##### 7. 組立時の確認事項

①1個の上部支持金具又は1本の台付ワイヤーロープに対し、複数のつり下げワイヤーロープを取付けない。

②角部とワイヤーの接触部の養生を施す。

③ワイヤーの接続はシャックルを使う。

- ④丸環への取付けは原則として避ける。やむを得ず丸環に取付ける場合は、丸環の強度を確認の上、台付ワイヤーを複数の丸環に渡し掛けして取付ける。
- ⑤シャックルの取付けは、アイ(さつま)側にシャックル本体がくるように取付け、アイボルト押込み側が上面になるように組立てる。
- ⑥シャックルはアイボルトの回転止め治具(割りピン、タッチスプリング等)がついているものを使う。
- ⑦カウンターウェイトは、所定の位置に確実に固定する。
- ⑧突りょうの据付位置、安定度を確認する。
- ⑨突りょうの運搬・取付時等で、屋上外壁付近の防護柵外での作業は安全帯を使用する。
- ⑩突りょうに落下防止のための控綱をとる。
- ⑪エンドクリップは必ず取付る。
- ⑫ライフラインは、つりワイヤーとは別の固定物にとる。
- ⑬ライフラインは搭乗者の数だけ設置する。
- ⑭制限荷重及び作業責任者表示をする。
- ⑮計画通りでない時や設置方法が誤っている時は、作業を中止し正しい設置方法に是正させる。

## 5. 検査・性能検査

- 1. 衝撃テストを行う。(台付ワイヤーの張り具合、緊結部の状態、突りょうの安定状態、パラペットの状態)
- 2. 昇降の作動確認、ブレーキの制動テスト、ケージの左右水平度、巻過防止装置の作動テストを行う。
- 3. 検査証の有効期間は一年で、更新するには性能検査を受けなければならない。

## 6. 使用前の留意事項

- 1. 操作者(特別教育修了者)及び合図者は指名した者が配置されているかを確認し、操作者は修了証を携行するものとする。
- 2. 安全自主点検表により作業開始前点検を行い、異常箇所は修理する。
- 3. 地上影響範囲部に立入禁止措置とその表示をする。

4. 公道上の作業には監視人を配置する。
  5. 消火器を設置し、可燃物取扱作業では喫煙禁止を含めて火気使用の禁止をする。
  6. 夜間作業の場合、照明を十分に行う。
7. 使用中の留意事項
1. 積載荷重を越えて使用しない。偏荷重にならないようにする
  2. 作業床の上で、脚立、はしご等を使用して作業させない。
  3. 操作者は、ゴンドラが使用されている間は、操作位置を離れてはならない。
  4. ゴンドラの操作について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせる。
  5. ゴンドラの作業床で作業を行うときは、安全帯を着用し使用させる。つり上げのためのワイヤーロープが一本のゴンドラでは、安全帯はゴンドラ以外のものに取り付ける。
  6. ゴンドラを使用して作業を行なっている下には、立入禁止措置をし、表示する。
  7. 強風、大雨、大雪等の悪天候のため、ゴンドラを使用する作業の危険が予想されるときは、作業を行なわない。
  8. ゴンドラを使用して作業を行なう時は、必要な照度を保持するために照明する。
  9. ライフラインは1人1本ずつ個別に使う。
  10. 屋上からゴンドラに乗降する時は昇降設備を使用し、必ず安全帯を使用する。
  11. ゴンドラの水平移動方法を適切に行う。
  12. ゴンドラ電源は行先表示をし、「使用中につき開閉禁止」の禁止札を表示する。
8. 使用終了時の留意事項
1. 電源を必ずOFFにする。
  2. 地上に仮置きする時は立入禁止措置をする。
  3. ゴンドラ内及び屋上に風で飛散する物は置かない。
  4. 強風に対するワイヤーロープ及びライフラインの養生を行う。

## 9. 定期自主検査・点検

1. 1か月以内ごとに1回定期自主検査を行う。  
定期自主検査及び点検結果は記録・保存しておくこと。  
(3年間保存)
2. ゴンドラを使用して作業を行なうときは、作業を開始する前に巻過防止装置などの安全装置やブレーキ及び制御装置の機能などの状態について点検を行なう。
3. 強風、大雨、大雪等の悪天候の後において、ゴンドラを使用して作業を行なうときは、作業を開始する前に点検を行なう。